（特例乳児等支援給付費の支給に関する技術的読替え）

第十五条の九　法第三十条の二十一第三項の規定により法第三十条の二十第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、同条第五項中「乳児等支援給付認定子ども」とあるのは、「支給対象小学校就学前子ども」と読み替えるものとする。

第十九条第一項中「第五十二条第一項第八号」の下に「（法第五十四条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第五十二条第一項第十号」の下に「（法第五十四条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

（特定乳児等通園支援事業者の確認に関する技術的読替え）

第二十条の二　法第五十四条の三の規定により法第四十四条から第五十四条までの規定（法第四十五条第二項を除く。）を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十五条第一項	教育・保育給付認定保護者	乳児等支援給付認定保護者
第四十五条第三項	満三歳未満保育認定子ども	乳児等支援給付認定子ども
	地域型保育を	乳児等通園支援を
第四十五条第四項	地域型保育の	乳児等通園支援の
第四十六条第一項	は、地域型保育の種類に応じ、	は、
	地域型保育事業の認可基準	乳児等通園支援事業の認可基準
第四十六条第二項	特定地域型保育事業の	特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の
	特定地域型保育を	特定乳児等通園支援を
第四十六条第三項第一号	特定地域型保育事業	特定乳児等通園支援事業
	いう。第七十二条第一項第二号において同じ	いう
第四十六条第三項第二号	特定地域型保育事業	特定乳児等通園支援事業
第四十六条第四項	特定地域型保育	特定乳児等通園支援
第四十六条第五項	当該特定地域型保育	当該特定乳児等通園支援
	地域型保育の	乳児等通園支援の
	地域型保育が	乳児等通園支援が

第四十七条第一項	特定地域型保育事業所	特定乳児等通園支援事業所（特定乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。）
第四十七条第二項	特定地域型保育事業の	特定乳児等通園支援事業の
第五十条第一項	特定地域型保育事業所	特定乳児等通園支援事業所
	特定地域型保育事業者であった者等	特定乳児等通園支援事業者であった者等
	特定地域型保育事業に	特定乳児等通園支援事業に
第五十一条第一項第一号	地域型保育事業の認可基準	乳児等通園支援事業の認可基準
	地域型保育給付費	乳児等支援給付費
	地域型保育事業の運営	乳児等通園支援事業（乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営
第五十一条第一項第二号	特定地域型保育事業	特定乳児等通園支援事業
	地域型保育給付費	乳児等支援給付費
第五十一条第一項第三号	地域型保育給付費	乳児等支援給付費
第五十二条第一項第二号	地域型保育事業の認可基準	乳児等通園支援事業の認可基準
	地域型保育給付費	乳児等支援給付費
	地域型保育事業の運営	乳児等通園支援事業の運営
第五十二条第一項第三号	特定地域型保育事業の	特定乳児等通園支援事業の
	地域型保育給付費	乳児等支援給付費
第五十二条第一項第四号	地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費	乳児等支援給付費又は特例乳児等支援給付費
第五十二条第一項第六号	特定地域型保育事業所	特定乳児等通園支援事業所
第五十二条第一項第九号から第十一号まで	保育に	乳児等通園支援に
第五十二条第二項	地域型保育事業	乳児等通園支援事業
	第四十三条第一項	第五十四条の二第二項
第五十三条	特定地域型保育事業所	特定乳児等通園支援事業所